

補助金調書

補助金名	アジア太平洋子ども会議・イン福岡補助金			担当課 (連絡先)	子ども未来局子ども政策部子ども健全育成課 (TEL 092-711-4188)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	NPO法人アジア太平洋 子ども会議・イン福岡		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助目的を達成し得る団体が同団体のみであるため。					
補助開始年度	平成元	年度	経過年数	37	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 アジア太平洋諸国の子どもたちと福岡の子どもたちが、招へい事業などの国際交流をとおして相互理解を深めるなど、国際感覚あふれる青少年を育成することで、本市青少年の健全育成の推進並びに市民レベルの国際交流の推進に寄与すること。</p> <p>【対象事業】 NPO法人アジア太平洋子ども会議・イン福岡が行う招聘型事業、サポート事業(資金部会にかかる経費を除く。)、情報提供事業及び周年特別事業(開催回数が5の倍数の年度に限る。)</p>					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	当該団体の活動は、本市の青少年の健全育成に寄与しており、かつ、事業の性質上継続的な取り組みが必要であることから、補助金の継続が必要であると認められるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【対象経費】 補助対象事業の実施に要する経費。ただし、以下の経費区分及び内容等については、補助対象外。 (1)人件費 ※ただし、補助対象事業に係る通訳経費は補助対象。 (2)活動内容自体の委託費 (3)食糧費 ※ただし、交際費、親睦会費、酒類代を除く、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で補助対象とする。 (4)その他 その他補助対象経費とすることが適当でないとして市長が認める経費</p> <p>【算定方法】 補助対象経費から、当該経費に充当する福岡県等の補助金を除いた額の4分の3を限度とし、予算の範囲内で決定。</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	(1) 件	1 件	1 件		
	55,000 千円	(55,000) 千円	55,000 千円	26,000 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>〔招へい事業〕 アジア太平洋の33か国・地域から子ども大使164名、シャペロン41名を招へい ホームステイ、学校登校、国や地域ごとに歌や踊りを披露するパフォーマンスイベントなどを 実施</p>					
補助金交付 による効果	アジア太平洋諸国の子どもたちと交流するイベント等を通じ、アジア太平洋諸国の子どもたちと福岡の子どもたちの相互理解が深まるなど、国際感覚あふれる青少年の育成に寄与している。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。